

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

20

提案区分

A 権限移譲

提案分野

01\_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

区域区分の決定・都市計画区域の整備、保全の方針の決定権限の移譲

提案団体

松原市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画法第15条第1項において

「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。

- 一 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画
- 二 区域区分に関する都市計画

と規定されているが、区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について、市への権限移譲を求める。

具体的な支障事例

当市が市街化区域へ編入を希望している区域であっても、都道府県が定める区域区分変更の基本方針に適合しない場合は、市街化区域へ編入できない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当市が所在する都道府県では、通常5年毎に区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)の見直しを行っており、その際、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に整合する区域区分変更の基本方針を定めている。しかし、市が独自のまちづくりを進めようとする中、区域区分の見直しの時期や基本方針により、市が進めようとするまちづくりは、限定されたものとなっている。

区域区分の決定と都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の権限を市に移譲することで、市独自のまちづくりが展開でき、開発事業等の計画に合わせた迅速な対応が可能になると考えている。

根拠法令等

都市計画法第15条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川口市、亀岡市、城陽市

〇市により適正なまちづくりを行うための制度運用などの仕組みの構築や、事務執行のための財源確保・体制について検討する必要がある。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

29

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07\_産業振興

提案事項(事項名)

総合保養地域整備法第6条に規定する基本構想の変更及び廃止に係る手続の見直し

提案団体

宮城県、三重県

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

総合保養地域整備法第6条の主務大臣同意要件の廃止

具体的な支障事例

総合保養地域整備法第5条に規定する都道府県の基本構想については、同法制定後 30 年を経た社会経済情勢の変化により、法制定時に想定された国民の潜在的需要等が既に意味を失っており、企業の開発についても人口減少社会の本格化等を踏まえ推進一辺倒の時代ではなくなっていることから、都道府県の実情に合わせた変更や廃止を含めた必要な措置を行うことが相当である。一方、国が基本構想の変更や廃止にあたって政策評価の実施等を行った上で同意するという仕組みを堅持しており、事務負担が極めて大きいために変更や廃止が進んでおらず、基本構想の存在自体が地域振興において国による一種の足枷となり、地方自治体の創意工夫による地域振興を阻害している側面がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

総合保養地域整備法については、地方分権改革の進展により、国の同意といった全体的な統制の下で制度運用する実務上の意義を既に失っている。整備済の総合保養地域の活用や廃止も含めたあり方については地方の意思決定に委ねるべく、国の同意や基本方針における手続を廃止し、報告徴収といった最低限の関与による機動的な運用を認めることで、地方が主体的に取り組む地域振興策の一層の推進が図られ、地域社会の持続的な発展に資することが期待される。

根拠法令等

総合保養地域整備法第4条、第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

鳥取県、福岡県

—

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

77

提案区分

A 権限移譲

提案分野

01\_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画について、策定権限の移譲を求める。

具体的な支障事例

日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。

当広域連合では、地方自治法に基づく「広域計画」を策定のうえ、推進しており、「広域計画」は3年毎に改訂を行うのに対して、国土形成計画法に基づく「関西広域地方計画」は10年毎の改訂であるなど、時代の変化により的確に対応しにくいものとなっている。

また、広域連合は、構成都道府県市での調整機能を有するとともに、特別地方公共団体として、「地域全体の広域行政を担う責任主体」であり、地域における計画を推し進める主体としてより適切である。

昨年示された、第32次地方制度調査会答申でも、地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されており、また、地域の戦略的対応について、広域連合への期待が盛り込まれていることから、国土形成計画法の目的である、「現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会」を実現するためには圏域の都道府県・政令指定都市で構成される当広域連合が圏域の計画を策定することが必要である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

広域連合では毎月、構成団体の長が一堂に会して協議を行う広域連合委員会を開催していることから、計画策定に係る的確・実質的な協議・意思決定とともに、実効性を担保できるものとなる。

また、当広域連合は経済団体や市町村の代表などで構成される広域連合協議会や両者との定期的な意見交換の場を有しており、これに国の地方支分部局を加えれば、「広域地方計画」策定手続きに必要な構成員とほぼ同じ構成となる。さらに、広域連合議会では、関係都道府県市の議員が兼職しており、広域連合議会を通じた住民の意見反映も可能となる。

また、国土形成計画法による広域地方計画の策定権限を地方に委ねることにより、東京圏の視点に基づいて策定されている全国版の国土形成計画の制約を受けず、地域の実情、地域性、独自性を反映した策定が可能となり、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む地方創生に寄与し、東京一極集中の是正が図られる。

根拠法令等

国土形成計画法第9条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

78

提案区分

A 権限移譲

提案分野

01\_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲等

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

近畿圏整備法に基づく近畿圏整備計画や近郊整備区域等の各区域指定について、広域連合への決定権限の移譲を求めるとともに、近郊整備区域建設計画等の作成に係る国同意の廃止を求めるが、これが困難である場合、意見聴取の機会の付与を求める。

具体的な支障事例

日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。

現在の「近畿圏整備計画」については、策定するに当たり当広域連合への意見照会が行われず、結果的に当広域連合から自主的に意見を述べたものの、十分に考慮されなかったことから、根本的には国が主導する、東京視点の全国計画の地方版であると言わざるを得ない。

昨年示された、第32次地方制度調査会答申でも、地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されており、また、地域の戦略的な対応について、広域連合への期待が盛り込まれていることから、近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限を広域連合に移譲するとともに、関係市町村長と協議のうえ定める近郊整備区域整備計画等についても、行政の効率化のために国同意を廃止するべきであるが、これが困難である場合、現在、関係都道府県・関係指定都市に付与されている意見聴取の機会を、広域連合にも付与すべきである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

近畿圏における地方創生を実現していくため、設立から10年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている当広域連合が地域の実情に応じ、地域の特性をいかして、自主的・主体的に企画・立案し、近畿圏整備計画の決定等を行うことにより、同計画に対してあらゆる分野で広域行政からの視点による地域の実情、地域性、独自性を反映した計画の変更を提案することが可能となり、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組む地方創生に寄与し、東京一極集中の是正が図られる。

なお、国との関係においては、移譲した権限について、事前協議に改めることとすることで、均衡が図られるものとする。

また、近畿圏整備計画は福井県、三重県も対象区域に含まれているが、両県は当広域連合の連携団体であり、十分な調整が可能のほか、当広域連合では市町村との意見交換会も開催しており、管内市町村の声を幅広く拾い上げることも可能である。

さらに、圏域の都道府県・政令指定都市で構成される当広域連合に近畿圏整備法による近畿圏整備計画への意見聴取の機会を付与することが効果的である。

根拠法令等

近畿圏整備法第9条、第10条、第11条、第12条、第14条

近畿圏の保全区域の整備に関する法律第5条、第7条

近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律第3条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

79

提案区分

A 権限移譲

提案分野

01\_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

複数都道府県に跨る都市計画区域の指定権限の移譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

複数都道府県に跨る都市計画区域の指定権限について、広域連合への移譲を求める。

具体的な支障事例

日本全体の活力向上のために国を挙げて地方創生に取り組んでいる中、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけるためには、それぞれの地域が固有の実情を踏まえ、自らの発想と創意工夫によりまちづくりを進めていく仕組みを整えることが不可欠である。

都市計画区域の指定については、現在、都道府県内の区域指定の場合は都道府県の権限となっているものの、二以上の都道府県にわたる場合は国の権限となっており、これまでの間、実際には、一体的に発展している地域であっても都道府県域を超える場合においては、国の関与がないよう、都道府県単位で区域指定が行われてきた。

本来一体である地域が区域指定によって分断されることは望ましくなく、また、地方創生をより一層推進するためには、地方でできることは地方に任せるべきであり、設立から10年が経過し、7つの分野事務をはじめあらゆる政策課題において連携と調整の実績を積み重ねてきている当広域連合であれば、都道府県域を超える区域指定についても、地方の目線に立てそれぞれの地域の実情を踏まえながら十分に調整を図り、将来にわたる調和ある発展や効率的なまちづくりに貢献することが可能となる。

したがって、複数都道府県に跨る都市計画区域の指定権限を広域連合に移譲すべきである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

昨年示された、第32次地方制度調査会答申では、地方公共団体間での広域連携の重要性が指摘されており、地域の戦略的な対応について、広域連合への期待が盛り込まれている。また、広域連合は一部事務組合とは異なり、一部の事務のみならず企画調整機能も有し、防災や観光・文化、産業、医療、環境などの各行政分野も踏まえた地域の将来像を示した広域計画を現に策定しており、各行政分野との調整を一元的に行うことは可能である。

したがって、現在は、広域連合域内で複数都道府県に跨る都市計画区域はないが、今後、複数都道府県を跨いで都市計画区域を指定した方が良いと考えられる場合に備え、予め当該指定権限を広域連合へ移譲し、地方が主体となって指定できることとなれば、一体的で調和のとれたまちづくりを効率的に進めやすくなる。

また、区域指定に当たり国の関与が必要ということであれば、都道府県が都市計画区域を指定する場合と同様に、国土交通大臣への協議・同意を行うこととすることにより、その懸念は払拭されると思われる。

根拠法令等

都市計画法第5条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

129

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

地方分権を妨げる各種計画の策定義務付けの廃止

提案団体

和歌山県

制度の所管・関係府省

—

求める措置の具体的内容

地方分権を妨げる各種計画の策定(国が地方に対する関与を維持しようと意図する努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付け廃止

具体的な支障事例

地方自治体における計画策定は、地方における行政運営の手法として、住民自治の理念に叶う効果的な手法である。

しかし、第1次地方分権改革後の平成12年頃から、法令によって地方に計画等の策定を求める規定が増え、地方分権改革が始まる直前の157件(平成4年)から390件(令和元年)まで増加した。また、計画の策定が財政・税制上の優遇や規制緩和の条件・前提となっていたり、法律で国等の基本方針等に即することが必要になる場合があり、自治体の判断が国の方針や枠組みに制約・誘導されている。これらは国による「ソフトな規制」とも言えるものであり、自治体の自主性を損なうだけでなく、負担を増大させている。

こうした傾向は、第1次地方分権改革後に、引き続き国が地方に対する関与を維持しようと意図し、「努力義務」又は「任意」による計画等の策定を促し、場合によっては財政的なインセンティブを絡めることによって地方を誘導しようとする手法に転換したのとも言える。

従って、国が地方に対する関与を維持しようと意図する計画の策定(努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付けは全て廃止し、国の計画の範囲において地方自治体が各々の判断で主体的に計画を策定できるようにすべきである。また、地方への資源配分のために計画が必要となるのであるならば、地方自治体に計画策定を求めるのではなく、国の計画においてその資源配分計画を記載し、地方自治体を実施する内容は地方に任せるべきである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体による主体的な計画策定が可能となる。  
また、国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方自治体自らの創意工夫に基づく計画的な手法による施策の実行が可能となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県、高崎市、千葉県、柏市、川崎市、山梨県、半田市、京都市、城陽市、香川県、高知県、延岡市

—

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

143

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01\_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都市計画基礎調査における、固定資産課税台帳情報の家屋情報の内部利用を可能とすること

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画基礎調査において、固定資産課税台帳情報のうち、家屋情報(所在地番、用途、構造、建築年、階数、床面積等)及び固定資産税担当課が保有する家屋の位置情報(家屋外形図との紐づけ情報等)の内部利用を求める。

具体的な支障事例

【具体的な支障事例】

当市では、都市計画法に基づく都市計画基礎調査(5年毎実施)において建物利用現況調査を、所在する都道府県の都市計画基礎調査実施要綱に従い実施している。令和2年以前の要綱では建物用途のみの調査であったが、令和2年6月の要綱改正により、建物利用現況調査に構造、建築年、階数等の調査内容が追加された。この調査を実施するには、莫大な費用と労力が必要となり、調査の実施が困難な状況である。

【提案に至った背景等】

近年の急速なデジタル化の進展とともに、明確な根拠に基づく計画策定が求められる中で、詳細な建物データの調査の必要性が高まっているが、上記調査のため、独自で構造、建築年、階数等を調査するには莫大な予算と労力が必要となるため、これらの建物情報を有する固定資産課税台帳情報(家屋情報)の活用を図りたい。登記情報では、実際の家屋の用途、構造、床面積等が登記の情報と異なる場合があるため、固定資産課税台帳に登録されている家屋情報の利用を求めるが、登記情報とは異なる実際の建物の情報や未登記家屋に関する情報、家屋外形図と紐づいた家屋の位置情報等は、いずれも地方税法の守秘義務の対象となることから提供を受けることができず、活用できない状態となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

建物利用現況調査による、建物の実態調査は、個別の都市計画の決定、見直しの客観的なデータとして分析評価に活用される。集約型都市構造を目指す中で、建物の規制誘導に係る用途地域や防火、準防火地域の検討は大変重要である。

防災まちづくりの推進のため、建物利用現況調査をもとに災害リスクの評価(災害危険度判定調査)を実施することで、災害につよいまちづくりの検討において、非常に有用なデータとなる。根拠のある災害リスク評価を市民に周知することは、防災意識、防災まちづくりへの関心を得るためにも非常に重要である。

まちづくり全般への活用が期待できる3D都市モデル構築への利用も考えられる。

根拠法令等

地方税法第22条  
都市計画法第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉市、山梨県、掛川市、豊田市、稲沢市、今治市、久留米市、大分県、宮崎市

○都市計画法施行規則の改正により、低未利用地、空家、建物高さ等が調査項目として新たに追加されたため、固定資産課税台帳を基にした家屋・土地情報を利用することが、都市の実態を踏まえた上で、最も効率的かつ精度の高い調査手法であると考え。都道府県が実施主体となる法定調査ではあるものの、特に中核市である当市のような市域規模であれば、市町村の協力なくば調査として成立しないものであり、地方税法の守秘義務の対象となる当該情報の柔軟な運用を求める。

○当市の都市計画基礎調査については、所在する都道府県が主体となって実施しており、その業務委託に要する費用を所在する都道府県と当市でそれぞれ2分の1ずつ負担することとしている。当市においては、近年、多額の負担金を要するケースも多く、負担金縮減の観点からも、固定資産税担当課が保有する家屋の位置情報（家屋外形図との紐づけ情報等）の内部利用を進めることは重要であると考えられる。昨今の激甚・頻発化する大規模自然災害に対応するためにも、災害につよいまちづくりの検討において、非常に有用なデータとなることが期待される。

○要綱改正に対応した建物利用現況調査を行うためには、多大な費用と労力が必要となるため固定資産課税台帳の家屋情報及び位置情報の内部利用が必要と考える。

○基礎調査においては、建物を含めて土地利用現況を調べることは、まちづくり全般の検討において、非常に有益な情報となる。固定資産税課税台帳情報の基礎調査への活用が明確に位置付けられると、税部署との協議も円滑に進み、事務負担の軽減が期待される。可能であれば基礎調査に限定せずに、まちづくりに関する施策の検討や計画策定のため等公共性を有する利用については、固定資産税課税台帳情報の活用を検討いただきたい。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

146

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08\_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害時に限り、指定区間に限定して、四輪バギーの公道走行を可能とする規制緩和

提案団体

兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

警察庁、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

スノーモービルの例に倣い、災害対応等を行う四輪バギーについては、車両登録の有無に関わらず、被災地域内の指定区間に限定して、公道走行を可能とすること。なお、被災地の指定区域の範囲は、物理的な走行可能状況により自治体が判断する。  
当該指定区間の走行に際し、一定の安全性を担保するため、運転者については、車種区分を問わず普通免許保持者とする。

具体的な支障事例

## 【現状】

災害などの有事の際に活躍できる四輪バギーやスノーモービルなどのオフロードビークルは、一部を除き運転免許やナンバー登録の制度が無いため公道での走行ができないが、豪雪時においては、通行止め区間において、公道走行できないスノーモービルの使用が認められており、令和2年12月の関越自動車道渋滞においても路面状況や安否の確認等で活躍している。

災害時において道路途絶時等の対応力強化が求められている中、必要な機能(不整地走行性能や資機材等の輸送力)を有し機動的な救援救助活動の展開が可能となる四輪バギーについては、民間の所有する車両登録されていない車両も含め今後の活躍の場が広がる可能性が大いにありとされるが、一部の大型特殊車両登録が可能な車両を除き、公道走行が不可能である。また、その多くはレジャー施設等の限られた敷地内での利用にとどまっている。

## 【支障】

災害時には遅滞なく被災地に到着し人命救助等にあたる必要があるが、スノーモービルの事例のように、道路途絶時等に機動的な活動を可能とする四輪バギーの公道走行に係る制度整備がなされていない。特に、各所で道路途絶が想定されるような大規模災害時には、救助活動に従事する職員(主として消防職員を想定)も限られ、一部の車両登録された四輪バギーのみでは活動に限りがある事も想定され、現地到着が遅れるなど速やかな対応が妨げられれば、被害の拡大を招くおそれがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

今後想定される大規模災害等において、道路途絶時等に機動的な救援救助活動の展開が可能となる。

根拠法令等

道路交通法第3条、第64条、第77条、第80条、第84条、第85条、  
道路運送車両法第3章、道路管理におけるスノーモービルの活用について(平成23年2月18日付け国国防第48号、国道環安第53号、国道高第178号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

石川県、八尾市、高知県、佐世保市

—

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

169

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09\_土木・建築

提案事項(事項名)

建設業法に係る行政機関に対する調査・照会権限の規定の追加

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建設業法に、関係行政機関又は関係地方公共団体に対して照会等を行うことができる旨を規定すること。

具体的な支障事例

## 【現行制度】

建設業法第8条では建設業許可の欠格要件が規定されており、例えば、禁錮以上の刑に処せられ、刑期満了から5年を経過しない者に対しては、県は建設業の許可をしてはならないとされている。

建設業許可申請に際して、申請者は欠格要件に該当しない旨を誓約する「誓約書」を提出することとされているが、当県では、欠格要件の適切な把握のため、他の関係行政機関等に対して欠格要件の調査を行う事例がある。

## 【支障事例】

建設業法において、関係行政機関等に対する調査・照会権限が規定されていないため、関係行政機関等に対して欠格要件の照会を行っても、個人情報保護等の理由により回答が得られない場合があり、欠格要件の適切な把握に支障が生じている。

類似事例として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、法律の規定に基づく事務に関して、関係行政機関等に対し、照会し、又は協力を求めることができる旨規定されており、産業廃棄物処理業の許可申請に当たり、欠格要件等を調査することができるため、建設業法においても同様の規定を求めるものである。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

標準処理期間内での許可発出がより確実なものとなる。

（当県の状況）

標準処理期間 18日（休日除く）

この期間内で確認が必要なものについては、他機関へ照会を実施している。

他機関からの回答遅延又は拒否があった場合、標準処理期間内に許可を発出することができなくなるケースもある。

根拠法令等

建設業法第3条、同法第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、大阪府、徳島県、長崎県

○新聞報道等で建設業の役員が逮捕された等の情報があった場合において、確定判決後の犯歴を照会できないため、処分に支障をきたす場合がある。